水道漏水時の水量認定について

水道料金の元となる使用水量の認定について、水道水の漏水であると認められる場合に、検針水量を減量し認定します。

水量認定

（１）漏水と認められる水量の半分を、使用水量から控除し認定水量とします。

（例） 検針水量　50m³、平均使用水量20m³（過去３年の当該月の平均）とすると
認定水量は35m³となります。
計算式50m³－{(50m³－20m³)×1/2}＝35m³

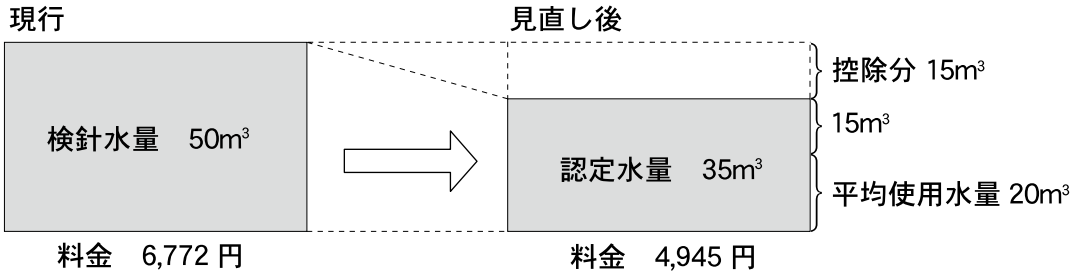

（２）平成23年４月１日以降の検針等で初めて漏水に気付いた場合から対象とします。

ただし、以下の場合は認定の対象外となります。
・漏水に気付いていても放置していたとき。
・工事完成後１年以内の漏水。

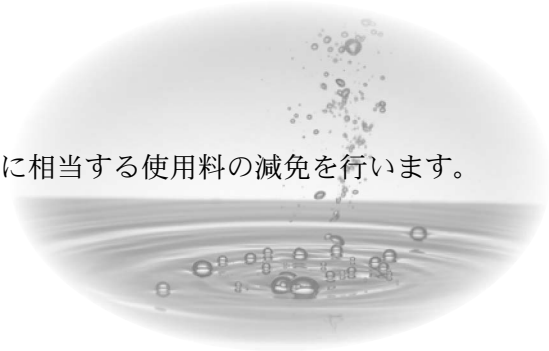

その他

公共下水道等使用料については、これまでのとおり漏水量に相当する使用料の減免を行います。

●手続きに必要なもの

印鑑・宅内漏水の修繕が記載されている請求書又は領収書

し尿・浄化槽汚泥収集について

汲み取り便所のし尿や、浄化槽汚泥の収集運搬は、次表の許可業者に依頼してください。
（平成23年３月４日より）

区　分	収集運搬許可業者	電話番号
し尿	㈲鈴木衛生社	72-8515
浄化槽汚泥	㈲鈴木衛生社	72-8515
	㈲鳥取環境浄化センター	72-2214

問い合わせ先　環境水道課　☎73-1567